

発議第3号

産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成30年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸
倉 田 博 之
渡 辺 甚 一
山 腰 恵 一

産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

平成30年10月3日付けで株式会社アルト（富山市）より、高山市荘川町六既字シシ山813番地1他2筆に「六既クリーンセンター・産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）」を設置するため、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の規定により、開発構想届が高山市に提出された。

計画では、埋立廃棄物の種類は、汚泥、廃プラスチック類、ばいじんなど政令第2条第13号廃棄物で18品目におよび、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等も含まれている。また、最終処分場の開発面積は617,000㎡と広大で、埋立面積110,000㎡、埋立容量2,460,600㎥と膨大な処理能力を備え、処理方式は準好気性埋立（サンドイッチ・セル併用埋立方式）とされている。

計画地は、庄川水系の1級河川である六既川に隣接し、集落や別荘地に非常に近い位置にあるため、水質汚染をはじめ耕作地の土壌汚染、アスベストやダイオキシン等による大気汚染、人体及び周辺地域に生息する生物への影響、運搬車両の増加に伴う市民生活への影響など多くの弊害に対する住民の不安は大きく、地元町内会はもとより荘川町連合町内会、荘白川漁協、地元企業の方々から多くの署名が集まり、本年12月10日に設置反対を求める陳情が高山市及び高山市議会に提出されたところである。

計画地周辺は、多くの人々が訪れる豊かな自然溢れる地域であり、川の水も極めて透明度が高く、生息する岩魚や鮎は定評のある特産品として、この地域で栽培される高冷地野菜とともに飛騨高山ブランドの一役を担っていることから、観光や産業にとっても大きな痛手となることは明らかである。また、計画地は富山湾に注ぐ庄川の源流であるため、砺波平野一帯の農業用水の水質汚染まで懸念され、非常に広範囲にわたり環境や産業、人体に与える影響が危惧される。

加えて、計画地は国内有数の極寒地であり、審査にあたっては立地に適合する高度な技術水準が求められるが、そうした対応がどこまで執られるのか極めて疑問である。

よって、このような地で施設を設置することに断固反対するものであり、許認可権者である岐阜県におかれては、こうした状況を勘案し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

高山市議会